

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

## 高浜市専決第5号

### 専決処分書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月27日

高浜市長 吉岡初浩

### 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、向山町未認定道路の側溝蓋による車両損傷事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

(1) 損害賠償の額 231,172円

(2) 相手方 市内在住者

(3) 事故の概要

ア 事故発生日時 令和7年4月15日（火）  
午後8時00分ごろ

イ 事故発生場所 高浜市向山町五丁目24番地先

ウ 事故の種類 物損事故

エ 事故の状況

相手方が、乗用車で走行中、変形した道路側溝蓋を踏んだところ、当該道路側溝蓋が跳ね上がり車両左側と接触し、当該箇所が損傷した。

オ 事故の原因

経年劣化により、道路側溝蓋が変形したことによる。

(4) 和解の内容

ア 過失割合は、市100%とする。

イ 市の負担する損害賠償の債務の額は、231,172円とする。

ウ 市が相手方に対して231,172円を支払う。

エ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定める

もののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。